

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

中

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html">http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1号、第2号及び第4号に規定する高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の10の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1号、第2号及び第4号に規定する高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第1号、第2号及び第4号に規定する高等学校等のうち、東京都立産業技術高等専門学校及び私立の高等学校等を除いた学校の生徒等の法第3条第2項第3号に規定する <u>保護者等</u> に対し、東京都の予算の範囲内において東京都国公立高等学校奨学のための給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱